

医科点数表第 2 章第10部手術の通則 5 及び 6 に掲げる施設基準に掲げる手術

(実績機関：2024年1月1日から12月31日)

区分 1 に掲げる手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	0件
イ	黄斑下手術等	54件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	18件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

区分 2 に掲げる手術		件数
ア	靱帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

区分 3 に掲げる手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分 4 に掲げる手術		件数
胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術		198件

その他の区分の手術		件数
ア	人工関節置換術	21件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手	0件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件